

農林水産省政務官あて要望

平成22年7月31日

農水大臣政務官 舟山康江先生

(協) 日本接骨師会 山形県接骨師会

佐藤光雄

武田弘子

JA共済連の柔道整復師受診妨害問題にかかる

農林水産省自体の再発防止対策周知徹底指導の意識向上の要望

要望の主旨

JA共済連の柔道整復師医療受診妨害問題の注意指導は農林水産省（経営局共同組織課共済班課）（以下「当局」という）とされ、ここに従来から「国民の医療選択の大変」について、再々妨害防止の要望を行っているところですが、この度、別件事件再発に鑑み、当局自身に「行政のお座なり疑問」の注意を賜るようお願い申し上げます。

要望の理由

医療選択権が基本的人権の一つとされ、柔道整復師医療も対象とされているが、JA共済連が医療・資格・制度に対し、独善の誤解と偏見の下に患者の柔道整復師医療選択に様々な難癖をつけて受診妨害を行っています。これらの不当失当は従来の同様問題があり、それらはその都度の改善が図られ、感謝と御礼を伝えている次第です。だが、しかし、なぜ、繰り返し発生するのかの対応がいまだで、この原因の解明と今後の再発防止の確立の大変です。そこで「直接のJA共済連がなぜ繰り返し問題となるのか」と、この指導にあたる「当局の注意指導のあり方には問題はないのか」について、今後、本問再発防止の確立を賜るよう行政の意識改革について、よろしくお願い申し上げます。